



安全就業ニュース



すべての災害は防ぐことができる

年末の交通安全県民運動 12月11日(月)~12月20日(水)

- ◆ 鳥取県交通マナーアップキャンペーン
- ◆ 夕暮れ時の早期点灯運動
- ◆ 横断歩道ストップキャンペーン
- ◆ チャイルドシート使用向上推進運動

鳥取県交通安全年間スローガン

ゆとり持つ...時間に気持ちに...車間距離



高齢者が起こす死亡事故は、この秋から冬にかけての薄暮時に特に増えています。

★夕暮れ時から早朝・夜間の交通事故防止(県民運動の重点項目)★

夕暮れ時から夜間における歩行者等に対して、反射材用品等の普及・促進を図ります。また、運転者に対しては、夕暮れ時の前照灯の早期点灯、夜間走行時の走行用前照灯(ハイビーム)・すれ違い用前照灯(ロービーム)の適切な活用を呼びかけ、夕暮れ時や早朝、夜間の交通事故防止を図ります。

鳥取県では自転車損害賠償保険等への加入と、ヘルメット着用が努力義務とされています



ヘルメットはダサい…。そう思っていないですか？

通勤・通学・街乗りなど、それぞれのスタイルに合ったヘルメットが増えています。

お客様から、お礼の声が多数寄せられています。そのうち1件ご紹介します。就業先:愛知県にお住まいのお客様より「南公園墓地のお墓掃除を丁寧にいただき、とても感謝しております。」とお礼の連絡をいただきました。

発行：公益社団法人米子広域シルバー人材センター
〒683-0811 米子市錦町1丁目110

業務時間：8:30~17:15
※土日祝日は休みです

電話 0859-32-2633 FAX 0859-32-5823 E-mail yonago@sjc.ne.jp

緊急連絡先 070-5678-0253 ※急を要さない就業に関する相談、トラブル等については、平日に連絡をお願いします。

ホームページ <https://yonago-sjc.net/> フェイスブック <https://www.facebook.com/yonagosc>



ホームページ

安全はすべてに優先する

～ 安全就業の心得 みんなで守ろう10箇条 ～

- ①日頃から健康管理に努め、常に健康な状態で就業しましょう。(年に1回は健康診断を)
- ②仕事の前日は十分に睡眠をとりましょう。
- ③服装・履物・保護具はそれぞれの作業に適したものを着用しましょう。
- ④仕事を始める前には準備運動をしましょう。
- ⑤保護具や器具類は使用する前に必ず点検しましょう。
- ⑥加齢による身体の機能低下を十分認識し、無理をしないようにしましょう。
- ⑦仕事をするときは急いだり、慌てたりせず、安全第一を心がけましょう。
- ⑧就業の場は常に整理整頓を心がけましょう。
- ⑨共同で仕事をするときは、合図・連絡を正確に行いましょう。
- ⑩行き帰りも仕事のうち、交通事故に遭わないようにしましょう。

⚠ 就業上の注意事項について

～発注者からのクレーム、トラブルを防ぐために～



1. 発注者との事前の打ち合わせは必ず行ってください
「作業日時」「作業時間」など、丁寧な説明を心がけてください。
2. 就業報告書は正しく記入し、早めに提出をお願いします。
※白紙の就業報告書に押印を求める行為は、絶対にしないでください

センターが受注処理していない仕事が終了し、就業報告書の提出がなされた場合は、「無届就業」であり、センターが受注し会員に提供した仕事に該当しません。
このことは、明確な「センター就業規約」違反であり、最終的には、定款に基づき処分の対象となるような重大な規律違反です。

また、センターが受付をしていない「無届就業」についての事故やトラブルは、センターの評判を下げるだけでなく、対応についても各会員の自己責任で解決していただくこととなります。また、シルバー保険も適用されませんので、厳に慎んでください。

発注者から直接仕事を依頼された場合は、必ずセンター事務局に連絡をするか、発注者から直接事務局へ申込みをするよう説明してください。



【お願い】 お客様宅で直接、現金の授受を行わないでください

※ちよっこしおたすけサービス(旧ワンコインサービス)と
障子・襖・網戸は対象外です。

先日、会員がお客様宅で作業後に、現金を直接受領してしまったことがありました。
トラブルの原因となりますので、絶対に行わないでください。
また、私製の領収証を渡すことも行わないでください。

【想定されるトラブル】

- ・請求書を発行する前に現金授受が行われた。
→本来の請求額と異なる可能性もあり、差額支払いを拒まれてしまいかねない。
- ・お客様からいくら受領したのか客観的な事実が残らない。
→その場で領収証が発行できず、後日トラブルとなりかねない。

安全はすべてに優先する・・・声かけを行うなど周囲の状況を確認しながら作業を行ってください

- ◎仕事をするときは急いだり、慌てたりせず、安全第一を心がけましょう
- ◎共同で仕事をするときは、合図・連絡を正確に行いましょう

※事故が発生した場合、すみやかに事務局に電話連絡してください(☎ 0859-32-2633)

一刻を争う場合は、迷わず「119番通報」して救急車を呼んでください

